

島根大学汽水域研究センターの兼任教員に関する規則

(平成21年島大規則第10号)

(平成21年3月17日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学汽水域研究センター規則(平成16年島大規則第134号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、兼任教員に関し必要な事項を定める。

(兼任教員)

第2条 兼任教員は、島根大学の汽水域研究センター以外に所属する教員のうち、島根大学汽水域研究センター各部門の専任教員と連携を図り、各部門の研究に従事する者とする。

2 兼任教員は、島根大学汽水域研究センター長(以下「センター長」という。)の推薦に基づき、学長が任命する。

3 センター長は、前項の推薦に当たっては、あらかじめ規則第12条に規定する島根大学汽水域研究センター管理運営委員会(以下「管理運営委員会」という。)の議を経て、当該教員の所属する部局等の長の同意を得るものとする。

4 兼任教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、兼任教員に関し必要な事項は、管理運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に任命される兼任教員の任期は、第2条第4項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。